



長野県報

10月29日(木)
平成21年
(2009年)
第2112号

目 次

規 則

長野県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（教育総務課）	2
-------------------------------	---

告 示

土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定（平成21年長野県告示第405号）により指定した区域の全部の指定の解除（水大気環境課）	2
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正（園芸畜産課）	2
間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱の一部改正（信州の木振興課）	2
公共測量の実施（建設政策課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	3

公 告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（危機管理防災課）	4
災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定（危機管理防災課）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
一般競争入札（総務事務課）	4
一般競争入札（水大気環境課）	5
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	6
一般競争入札（労働雇用課）	6
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	7
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更の承認（農村振興課）	7
開発行為に関する工事の完了（6件）（建築指導課）	7
一般競争入札（道路管理課）	9
一般競争入札（経営企画課）	9
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	10
一般競争入札（人事課）	11
正誤（情報公開・私学課）	11
（ものづくり振興課）	11



長野県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年10月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第12号

長野県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会会議規則（昭和31年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

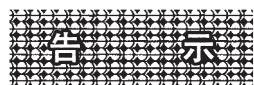
第5条第2項中「1回」を「2回」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育総務課



長野県告示第511号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定（平成21年長野県告示第405号）により指定した区域の全部について、その指定を解除します。

平成21年10月29日

長野県知事 村井 仁

水大気環境課

長野県告示第512号

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正し、平成21年度の補助金から適用します。

平成21年10月29日

長野県知事 村井 仁

別表第1の果実計画生産出荷促進資金造成事業の項の次に次のように加える。

りんご緊急需給調整特別対策事業	社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会が行う緊急需給調整特別対策事業に要する経費	知事が定める額
-----------------	--	---------

園芸畜産課

長野県告示第513号

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第639号）の一部を次のように改正し、平成21年度の補助金から適用します。

平成21年10月29日

長野県知事 村井 仁

第1ただし書を削る。

第2の表を次のように改める。

事業の種類	経 費	補 助 率
1 間伐等 森林整備 促進対策 事業	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人（分取林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人をいう。以下同じ。）、林業公社、施業受託者（5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立し、かつ、取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域の森林所有者等に公表している事業者をいう。以下同じ。）又は流域森林・林業活性化センターが間伐等森林整備促進対策事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 林業機械導入事業 ア 森林整備促進型 イ 緊急間伐促進型 (2) (1)の事業実施にための市町村附帯事務費	100分の40以内 100分の45以内 100分の50以内
2 高性能 林業機械 等導入事 業	地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、林業公社、施業受託者又は流域森林・林業活性化センターが高性能林業機械等導入事業計画に基づいて行う事業に要する経費	定額

第3第1項第2号中「第2の表の1」を「第2の表の1及び2」に改め、同号ア中「変更」を「増額」に改め、同号イ中「事業種目の事業費を3割を超えて増減を」を「補助金額の3割を超えて減額」に改め、同号ウを削り、エをウとし、オからキまでを削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とする。

第4第2項中「、第2の表の1の事業にあつては」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 事業計画書

第4第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 収支予算書

第5中「第3第1項第2号から第4号まで」を「第3第1項第1号から第3号まで」に改め、同第5第1号中「第3第1項第2号のア及び同項第3号のア」を「第3第1項第2号ア及びイ」に改め、同第5第2号中「第3第1項第2号のイからキまで及び同項第3号のイ」を「第3第1項第2号ウ」に改め、同第5第3号中「第3第1項第4号」を「第3第1項第3号」に改める。

第7を削り、第8を第7とし、第9から第12までを第8から第11